配慮市長意見書

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第 44 条第2項の規定により読替えて適用される同第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中 竹春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、 以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行っ てください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。
- (4) 旧上瀬谷通信施設地区内の公園・防災地区で整備が予定されている広域防災拠点の機能を最大限に発揮することを本事業の目的の一つとしていることから、広域防災拠点の検討状況について方法書に記載してください。
- (5) 東名高速道路との接続位置を含めたルートやランプの位置等が示されていないこと から、本事業の整備計画の詳細を方法書で記載してください。
- (6) 構造形式の選定においては、廃棄物・建設発生土、生物、騒音、振動、交通流等の 観点も踏まえて検討し、3案から1案へ絞り込んだ経過と結果を方法書に記載してく ださい。
- (7) 関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設 公園整備事業」等の旧上瀬谷通信施設地区における最新の事業計画を踏まえるととも に、東名高速道路や周辺道路への影響も考慮して、環境影響評価項目の選定並びに調 査、予測及び評価の手法について検討してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項 【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「1 道路の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】 農業振興地区は、動物にとって重要なエリアとなるが、3案のうち、市道目黒第25 号線交差部の区間で掘割構造、高架構造を含む案については、農業振興地区での動物 の移動経路を分断する可能性があることから、可能な限り動物への影響を低減するよ う配慮してください。
- (2) 環境資源等の現況把握【配慮事項(2)】

旧上瀬谷通信施設地区の一部で土壌の汚染が確認され、旧上瀬谷通信施設地区土地 区画整理事業において対応した後に本事業を実施するとしていることから、その対応 状況及び計画区域との位置関係の最新情報を方法書に記載してください。

(3) 環境影響における保全対策【配慮事項(14)】

3案のうち、東名高速道路接続部の区間で高架構造としている案については、隣接 する 10 階建て以上の集合住宅への騒音の影響が大きくなることが予想されるため、 保全対策を検討してください。